

国・地方スタートアップ[°]連携実務者会議 における主な御意見・御提案

～スタートアップ[°]等からの公共調達時の知的財産の扱いについて～

2025年3月31日

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

スタートアップ等からの公共調達に関する知的財産等の扱いについて

1. デジタル行財政改革における調達改革によるスタートアップと公共部門の連携加速

- 人口減少社会において、公共サービスやインフラの維持・向上には、スタートアップ企業の力を取り込むことが不可欠。
- デジ行財取りまとめ2024（R6.6）：国・地方スタートアップ連携実務者会議を設置。R6.7から3回にわたって、公共調達の論点等について議論。特に、**スタートアップ等から公共調達する際の知的財産の扱いの問題**が浮き彫りとなった。
- これを踏まえ、**R7年の実務者会議では、知的財産権の扱いについて集中討議**。意見・提案等知見を集約したところ。

2. 実務者会議における主な意見・知見内容

①デジタル財の知的財産・著作権について

- 各省庁等で整備済みの「クラウドサービス」や「SaaS利用」を前提とした標準契約書・ガイドラインが浸透しておらず、旧来型のシステムを想定した契約書のひな型等が各地で使用（所有権移転を前提とした契約）。整備済みの契約書・ガイドラインを一か所に集約し、周知徹底することで、契約実務の負担軽減だけでなく、知的財産や著作権の保護に繋がる。

②知的財産権・無形資産の保護と調達手段・手続きについて

- 産業技術力強化法に基づく日本版バイ・ドール制度を自治体等に浸透させることで、委託・請負事業における成果物の知的財産権がSU側に帰属されるため、SUが自治体等の各種調達（ソフトウェア開発含む）に参入しやすくなる（官公需法の浸透（経産省））。
- 課題解決手法が不明瞭な案件の場合、公募型プロポーザル方式を上手に取り入れることが様々な提案を受けやすくなる。一方、プロポーザル方式に不慣れな行政職員も多く、手間もかかるため、マニュアル等の整備や展開が必要。

スタートアップ等からの公共調達に関する知的財産等の扱いについて

2. 実務者会議における主な意見・知見内容（続き）

③相談窓口について

- 小規模自治体では、法令担当はいるものの、常に知識を有する担当者を配置できるわけではない。また、知財は事業を進めるためのツールの一つであり、行政とSU間で結ぶ契約について、秘密保持等含め全般の相談をする必要がある。そのため、全国47都道府県に設置されている知財総合支援窓口などをうまく活用した方が良いのではないか。また弁護士知財ネット等との連携も必要ではないか。広域自治体が共同調達等と呼び掛けるプラットフォームの整備も有効。

(参考)

第4回国・地方スタートアップ連携実務者会議

(1) 日時

日時：2025年2月26日（水）13時30分～15時00分

(2) テーマ

スタートアップからのヒアリング

(3) 登壇者

一般社団法人スタートアップ協会理事 石井 大地

一般社団法人インパクトスタートアップ協会事務局長 小池 克典

株式会社ヘラルボニー法務責任者 玄 唯

第4回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(総論)

【御意見】

- ✓ これまでの発注者（行政）優位の発想から、事業者のメリットも意識したものにしていく必要。
- ✓ 公共調達を行うことが、企業、自治体双方にとって良いというポジティブな情報を発信できるとよい。公共調達に関するネガティブな事例などが先行してしまうと、投資家、株主からは公共調達を目指さない方が良いと思われる。
- ✓ 自治体・官公庁側のリテラシーの課題やパワーバランス（発注者優位の発想）を是正すべき。
- ✓ 知的財産、無形資産が、競争力やイノベーションの源泉だが、自治体もSUも、知財がSUのビジネスの核心であることの認識が不足している。これにより、例えば、公募する際にビジネスアイデアを載せてしまい、競合他社に真似されて、SUに損害が発生してしまうこともある。
- ✓ 法務部門のリソース不足、知財の専門家にアクセスできないという課題がある。

【御提案】

- ✓ 不要な形式的な書類の提出は、思い切って削減したらどうか。契約書などを、各案件ごとに調整するのはSU側のコスト。モデル契約書などがあれば良いのではないか。
- ✓ SUと自治体の双方の商慣習・行政慣習を理解することが大事。自治体とSUとの交流を広げ、お互いの立場や意思決定プロセスを、事前に透明化・明示化して、安心して調達に参加できるようにすることが重要。
- ✓ アイデアや知財の重要性を呼び掛ける、わかりやすい標語などがあると良いのではないか。

第4回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(知的財産・著作権について)

【御意見】

- ✓ SaaSはサービス提供を行うものであるにも関わらず、行政と契約する場合に、契約書に「システム著作権を行政側に譲渡する」旨の項目が入っている場合があり、違和感。クラウドサービスを前提とした「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」が平成22年に総務省から出されているが、なかなか浸透していない。

【御提案】

- ✓ クラウドサービスを前提とした契約のひな型、ガイドラインを一か所に集約し、周知することで、SUも自治体も契約実務が軽減するのではないか。自治体によっては、総務省が整備しているASP・SaaS 導入活用ガイドライン（[000061022.pdf](#)）の存在を知っている自治体もあり、そうした自治体との契約はスムーズ。

(NDA（機密保持）・営業秘密の保護について)

【御意見】

- ✓ 機密保持について、民間ビジネスではNDAを締結することは一般的なオペレーション。一方、行政の手続きは基本的には公開の前提で行われるため、NDAを結ばないケースも存在する。

【御提案】

- ✓ 可能な限りNDAを結び、営業機密を守ることが重要ではないか。またクラウドサービスにおいては著作権情報やノウハウを公表せず、公表対象はサービス利用に限定することを周知・徹底すべきで、こうしたNDAのひな型があると良いのではないか。
- ✓ どの程度の情報開示がリスクであるかを認識し、標準化していく必要。実務上、必要最小限の範囲で合理的な範囲の公表とする必要がある。

第4回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(セキュリティについて)

【御意見】

- ✓ セキュリティ対応の名の下に、非常に多くの情報開示要求が行政側からくるが、システムバージョン等が明るみに出ること自体が脆弱性に繋がるため、それを出すこと自体がセキュリティリスクやノウハウの流出ともなり得る。

【御提案】

- ✓ 契約、セキュリティ関係における標準的な基準が国などから示されると、議会に対しても市民に対しても説明がしやすいのではないか。

第5回国・地方スタートアップ連携実務者会議

(1) 日時

日時：2025年3月11日（火）10時30分～12時00分

(2) テーマ

自治体からのヒアリング

(3) 登壇者

広島県商工労働局イノベーション推進チームグループリーダー 村上 桂太
熊本県合志市役所秘書政策課長補佐 村崎 辰郎

第5回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(総論)

【御意見】

- ✓ SUと調達契約なぜそのSUと契約する必要があるのか、他の手段はないのかといった点は行政として整理すべき課題となる。
- ✓ 調達契約時にSUとの契約実績がないことも一般的なハードル。
- ✓ 行政とのパイプがない、担当者の異動等があり、つながりが定着しないという課題がある。

【御提案】

- ✓ 企業側と行政をつなぐ民間の人材を触媒とし、つながりがないところの接合をはかる。
- ✓ 中間に執行団体の位置づけとなる組織を設け、直接補助ではなく、執行団体を通じて執行することで、SUに毎月、支払いをすることもできるため、公的支出の遅れの課題にも対応できる。
- ✓ 基礎自治体がSUと契約をするにあたり、県の補助金などを活用することで、取組そのものに県のお墨付きがえられている形が見えるため、結果として参画自治体としても説明が付きやすい。
- ✓ 相談窓口だったり、国で示しているガイドラインがあると、よりどころにやすく、見直ししやすくなるのではないかな。

第5回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(自治体調達における知財の扱いと調達手段・手続き)

【御意見】

- ✓ 自治体に提案した際、アイデア、ノウハウが流出してしまう事例もある。
- ✓ 公募型プロポーザルの場合、一般競争入札の場合より、募集をかける行政側も、提案する民間事業者側も、手間・負担が大きく、時間もかかる。
- ✓ 補助金等の要件に、県内企業という要件がある場合があるが、県内縛り・地域縛りが要件として入ってしまうと良いサービスの導入といった目的と離れてしまうケースもあるのではないか。
- ✓ 契約書の部分改正について、約款にかかわる部分を変えることはハードルが高く、事業課の判断では困難。
- ✓ 一般競争入札はある程度仕様書が固まってしまうという点は調整する余地はあまりない。
- ✓ SUは投資家等から資金調達し、赤字のまま経営していることが多い。1年目に実証、2年目に予算が決まり、3年目に予算が執行（支払い）、というペースであると、お金に余裕がないSUは参入が厳しい。

【御提案】

- ✓ 日本版バイ・ドール制度の考え方を踏まえ、仮に補助を行い、実証実験で開発されたものについて、開発者に権利を帰属する運用を実施している。
- ✓ 調達方式を見直し、自治体として解決手法がわからないような課題があり、SUからアイデア等を頂戴したいような場合、公募型プロポーザル方式での調達を採用は便利。プロポーザル方式でが自治体側が抽象的にやりたいことを示し、SUからの提案は公開せずに管理する。

第5 回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(自治体調達における知財の扱いと調達手段・手続き)

【御提案】

- ✓ プロポーザル方式で調達する場合のやり方や、短期間で調達を実施できるような方法を各自治体で共通化、簡素化ができると、プロポーザル方式で実施する際のハードルが下がり、SUの知財も守れるのではないか。
- ✓ 行政とSUの間に代理店的な立ち位置の人がいる場合と、いない場合とでは結果が大きく異なる。
- ✓ 都道府県という広域自治体が、市町村とコネクションを持ち、コミュニケーションとって調整を丁寧に行うことでリードすることが必要なのではないか。
- ✓ 県内縛り・地域縛りについては、広島県の場合には採用していない。理由は、県内産業の持続的発展のためには、県内企業だけに頼っていては厳しく、県外企業を呼び込み、協業を促進することで、産業競争力を強化するという観点を持っているから。
- ✓ 神戸市の場合、実証を通じて新製品を開発・リリースした場合には、随意契約をする仕組みにしている。そういった工夫を取り入れ、期間を短くできると良いのではないか。
- ✓ 個別の契約を変えた方が良い場合に、相談できるような窓口や中間的な組織があると取引が早く進むのではないか。
- ✓ 小規模自治体では、法令担当はいるものの、常に知識の持った担当者を配置できるわけではないため、行政側の理解が深まらないまま、過去の契約書のひな型を使いまわしてしまっていることもあるかもしれない。

第5回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(相談窓口)

【御提案】

- ✓ 法務知識を持った担当者を市町村独自で確保し続けることは難しいため、例えば、県単位、広域で気軽に尋ねられるような相談窓口があると小規模自治体としては助かるのではないかな。
- ✓ 弁護士や弁理士等の関係者が相談担当者として配置されている知財総合支援窓口（無料）を活用したらどうか。
- ✓ もとより知財は事業を進めるためのツールの一つに過ぎない。行政とSU間で結ぶ契約について、知財だけではなく秘密保持や、契約形態を含む法務全般の観点から検討する必要がある。弁護士知財ネットは知財だけではなく、契約書等全般的な支援・相談を受けることが可能である。

第6回国・地方スタートアップ連携実務者会議

(1) 日時

日時：2025年3月17日（月） 10時30分～12時00分

(2) テーマ

学識有識者からのヒアリング

(3) 登壇者

桜坂法律事務所パートナー弁護士 林 いづみ
S-factory代表/筑波大学客員教授 尾崎 典明

第6回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(総論)

【御意見】

- ✓ 自治体等行政とSUでお互いの立場に関する相互理解がなされていない傾向。それが課題の発生源となっている。
- ✓ 中間支援組織も必要ということについての異論はないが、その質やモラルは見ておく必要がある。
- ✓ データ活用にあたってのレギュレーションがバラバラであることも問題。SUが広域に様々な自治体にアプローチする際、問題となることがある。
- ✓ 公共調達が、SU育成目的なのか、それとも行政効率化目的なのか、両方なのか、目的設定とバランスが必要。
- ✓ 公共の観点から税金を投じるため、基本的には安く調達する必要があるが、育成の観点からは、SUを自分たちの行う方向性と合わせて育てていくことも義務としてあるのではないか。これらを分けて考えて、調達の仕様などを考える必要がある。

【御提案】

- ✓ 国も様々なガイドラインや契約書ひな型などを公表しているが利用者とながっていない。自治体へ事務連絡も出しているが数が多く自治体内で埋没。常に最新の情報と繋がることのできるサイトなり、双方向のコミュニケーションが取れる場をインターネット上に作ればよいのではないか。
- ✓ ISAやSU協会が主導して弁護士知財ネットと連携し、情報共有していくなどSU側で動くべきかもしれない。

第6回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(公共調達手続)

【御意見】

- ✓ 公共調達における手続きが煩雑で時間もかなり浪費されてしまう。決裁まで数カ月というといったことになってしまうと人件費を払い続けているSUにとっては厳しい。
- ✓ 一般競争入札も価格の安いところを引っ張っていくことで劣化したものを調達することになってしまう。何でもかんでも一般競争入札で行うという文化が良くない。
- ✓ SUは資金力がないため、概算払いなど、柔軟な支払いの対応の必要がある。
- ✓ 発案者のSU側が行政と話す中で、機密情報が勝手に広がってしまわない仕組みを考える必要がある。

【御提案】

- ✓ 必要な部分は競争入札で行い、そうではない、試作品の構築、チャレンジ資金のような形の部分があってもよい。
- ✓ 公共調達手続全般に関しての課題として、行政、SUのそれぞれ、意思決定プロセスの透明化・明確化等が必要。ひな型についても、国においてガイドラインの策定、標準的なモデルの開発が必要ではないか。また、プロポーザル方式の活用に際し、プロポーザル方式の共通化・簡素化が必要。
- ✓ 総務省やデジ庁等、各所から詳細なガイドラインが出ている。果たしてこれが各都道府県等行政にとって使い勝手が良いものになっているのか疑問であり、今後、国において整理も必要ではないか。

第6回国・地方スタートアップ連携実務者会議におけるの参加者からの主な御意見等

(知財・無形資産の保護)

【御意見】

- ✓ 知財の重要性をSU側が分かっていないことも問題となる。公共調達となれば公開されるケースが多いため、そういったこともわきまえて、秘匿するところは秘匿の上、行政側とコミュニケーションを図る必要がある。
- ✓ 特許権等の法律で認められた「知財財産権」だけでなく、それ以外の営業秘密やデータなどの広義の知財・無形資産がSUにとって重要なアセットであることの認識がSUと行政の双方に不足している。
- ✓ 広島県のように日本版バイドール制度を実践している地方自治体は少ないため、こうした事例を広げる必要がある。
- ✓ 日本版バイドール制度など、そもそも知らないと利用はできない。民間サイドまで情報を網羅的に広げるのはハードルが高い。

【御提案】

- ✓ 自治体のSU支援にかかわる者は、いかに公共調達を増やしていくのかを考えているため、そういったところに情報を届ける。仮に公共調達を目指す企業は何かしら自治体と繋がりがあるはずであり、そうしたコミュニケーションパスが良いのではないか。
- ✓ 民民の関係についても中小企業庁が知財取引ガイドライン等を出している以上、官公需法で定められている行政側が公共調達において、こういった視点を盛り込む必要があるのではないか。国としても公共調達の対象の変化に応じ、枠組みの見直し、ガイドラインやルールを定める必要があるのではないか。